

高松市監査委員告示第17号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年7月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(財政援助団体等監査)

(令和3年7月30日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

R3.7.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等	措置通知日
1	R2	R3.2.26	第4号	意見	決算額確定後に実績報告することについて	P18	国分寺南部校区コミュニティ協議会	R3.6.25

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／地域コミュニティ協議会		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見		
意見の項目	決算額確定後に実績報告することについて		
意見の内容	決算報告を行う際には、見込決算ではなく、決算額確定後に精算戻入や実績報告を行うよう、適正な会計処理に努められたい。		
公表文該当 ページ	P18		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/20210226zaienkekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年6月25日
所管課	市民政策局 コミュニティ推進課
措置を行った 団体等	国分寺南部校区コミュニティ協議会
措置結果	本件意見については、まちづくり交付金を使った各事業の決算額確定後に、精算戻入を行い、実績報告書を作成するよう改めた。 なお、公民館保険料支払時の、施設利用料からの一時立替払については、まちづくり交付金が交付され次第、速やかに立替払の精算を行うよう改めた。 また、令和3年6月11日、会計処理を改めたことを所管課に報告し、確認を受けた。